

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年3月16日

【中間会計期間】 第8期中（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

【会社名】 株式会社マクロミル

【英訳名】 MACROMILL, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 福羽泰紀

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番1号

【電話番号】 03(6716)0700(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 経理財務ユニットマネジャー 荻野泰弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番1号

【電話番号】 03(6716)0700(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 経理財務ユニットマネジャー 荻野泰弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日
売上高 (千円)		2,497,355	3,130,445		5,179,614
経常利益 (千円)		839,629	942,982		1,653,505
中間(当期)純利益 (千円)		471,734	505,500		988,863
純資産額 (千円)		3,348,789	4,525,694		4,175,422
総資産額 (千円)		4,480,817	5,729,112		5,066,980
1株当たり純資産額 (円)		26,757.56	33,022.88		30,791.58
1株当たり中間(当期)純利益 (円)		3,809.67	3,993.97		7,935.32
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)		3,662.69	3,934.84		7,684.53
自己資本比率 (%)		74.7	73.2		76.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		373,071	785,773		1,047,150
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		671,570	141,297		947,761
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		116,327	181,179		106,310
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)		2,079,595	2,952,619		2,485,391
従業員数 (人)		152	212		178
(外、平均臨時雇用者数)		(11)	(14)		(12)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第7期中より中間連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

3 純資産額の算定にあたり、第7期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日
売上高 (千円)	1,656,352	2,177,087	2,675,335	3,613,090	4,521,433
経常利益 (千円)	557,146	813,961	896,291	1,259,849	1,577,841
中間(当期)純利益 (千円)	332,373	481,260	527,556	749,060	977,414
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	870,661	892,102	912,438	875,807	897,381
発行済株式総数 (株)	61,228	125,153	127,144	123,216	125,894
純資産額 (千円)	2,568,404	3,358,314	4,212,299	2,995,382	3,865,026
総資産額 (千円)	3,228,809	4,210,845	5,309,831	3,902,388	4,707,674
1株当たり純資産額 (円)	41,948.20	26,833.67	33,106.31	24,310.01	30,700.64
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	5,522.53	3,886.60	4,168.24	6,162.34	7,843.44
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	5,140.80	3,736.64	4,106.53	5,807.45	7,595.56
1株当たり配当額 (円)			1,200.00	1,200.00	1,600.00
自己資本比率 (%)	79.5	79.8	79.3	76.8	82.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	240,378			879,170	
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	26,094			49,473	
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	59,572			69,864	
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,866,469			2,492,175	
従業員数 (人)	99	134	176	120	148
(外、平均臨時雇用者数)	(11)	(10)	(11)	(24)	(9)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、第6期以前は関連会社がないため記載しておりません。第7期以降の持分法を適用した場合の投資利益については、中間連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
- 3 1株当たり中間(当期)純利益については、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
- 4 当社は、平成16年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月18日付で普通株式1株を2株に分割しております。
- 5 第6期の1株当たり配当額1,200円には、東証一部上場記念配当600円を含んでおります。
- 6 第7期中より中間連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローおよび現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高は記載しておりません。
- 7 純資産額の算定にあたり、第7期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成18年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
ネットリサーチ事業	212（14）
合計	212（14）

（注）1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 事業規模の拡大に伴う採用等により、従業員数が当中間連結会計期間において34名増加しております。

(2) 提出会社の状況

平成18年12月31日現在

従業員数（人）	176（11）
---------	---------

（注）1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 事業規模の拡大に伴う採用等により、従業員数が当中間会計期間において28名増加しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の我が国経済は、高水準で推移を続ける企業収益や好調な業況を背景に、設備投資の増加や雇用情勢の改善に広がりが見られるなど、景気は緩やかながら拡大基調で推移しておりますが、一方で個人消費が伸び悩み、今後の景気に与える影響など、先行きは不透明な状況が続いております。

インターネットを取り巻く環境は、総務省の発表によると、インターネット利用者数が8,529万人と推定され、全人口比67%、対世帯比169%を超え、好調を維持しております。

ネットリサーチ市場については、これらインターネットの普及、技術革新等による好環境に支えられた他、ネットリサーチ自体の認知度向上、調査手法としての信頼感向上などの影響を受け、拡大傾向が続いております。

かかる状況の下、ネットリサーチ業界では競合他社による取り組み強化により、競争が一層激しくなっております。これに対し、当社グループでは新規顧客の開拓および既存顧客の取引拡大に注力することで、売上高および市場シェアの拡大に努めるとともに、継続的な業務効率の改善による利益率の維持に努めてまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は3,130百万円（前年同期比25.4%増）、経常利益は942百万円（同12.3%増）、中間純利益は505百万円（同7.2%増）となりました。

サービス別の売上高について、以下のとおりであります。

自動調査サービス

自動調査サービスについては、自動インターネットリサーチシステム（Automatic Internet Research System、以下「AIRs」という。）にてサービスを提供しております。平成18年3月にAIRs3をリリースしたことにより、従来対応できなかった複雑な案件の処理が可能になり受注が増加しました。この結果、当サービスの売上高は1,845百万円（前年同期比29.5%増）となりました。

集計サービス

集計サービスについては、当社が顧客に無償で提供しているオリジナル集計ソフト「Quick - CROSS2」が順調に普及しております。「Quick - CROSS2」では調査終了後AIRsから生成される専用データを取り込み、クロス集計から簡易レポートの自動作成までを一気通貫で行えるため、単純なクロス集計サービスに対する受注は減少いたしました。自動調査の売上増加に寄与しております。この結果、当サービスの売上高は134百万円（同1.5%減）となりました。

分析サービス

分析サービスについては、営業ツールを拡充するとともに提案型営業を推進し、調査の後工程であるレポート作成だけでなく、定量調査と定性調査を組み合わせた調査の提案にも注力してまいりました。この結果、当サービスの売上高は234百万円（同37.1%増）となりました。

カスタマイズリサーチサービス

カスタマイズリサーチサービスについては、AIRsでは十分に対応できない個別性の高いサービスを提供しておりますが、AIRs3のリリースにより、昨年まではAIRs2で対応できなかった一部の調査が自動調査で対応可能になりました。この結果、当サービスの売上高は342百万円（同6.0%減）となりました。

グローバルリサーチサービス

グローバルリサーチサービスについては、海外におけるネットリサーチ市場の拡大を背景に、当社の子会社である株式会社イー・アイ・ピーが中心となり、海外のカンファレンスに参加するなど、積極的な営業活動をおこなってまいりました。この結果、当サービスの売上高は395百万円（同76.6%増）となりました。

モバイルリサーチサービス

モバイルリサーチサービスについては、携帯電話を利用した消費活動直後のリアルな生活者心理の調査を見込んでおりましたが、利用の用途がサービス開始時に想定したよりも、限定されてきております。この結果、当サービスの売上高は29百万円（同7.5%減）となりました。

その他サービス

その他サービスについては、主に当社の連結子会社である株式会社イー・アイ・ピーが提供しているWEBマーケティングシステムの開発などによるものであります。新サービスや新商品のキャンペーンなどにWEBや携帯電話を活用する企業に効果的な販売促進または広告宣伝のためのシステム開発、ホスティングサービスの提供の他、顧客管理やメール配信などWEBマーケティングに必要な諸機能を盛り込んだアプリケーションをASP（注）で提供しております。当サービスについては特定顧客の依存度が高く、新規顧客が少ないため、売上はほぼ前年並みとなりました。この結果、当サービスの売上高は148百万円（同2.6%増）となりました。

（注）ASP（エーエスピー）

Application Service Providerの略。インターネットなどの通信回線を介して、各種のアプリケーションを利用できるようにしたサービスを提供する事業者。またその仕組み自体。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による収入785百万円がりましたが、投資活動による支出141百万円および財務活動による支出181百万円がありました結果、前連結会計年度末より467百万円増加し、中間連結会計期間末残高は2,952百万円となりました。

また、当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、785百万円（前年同期比110.6%増）となりました。

これは主に、法人税等の支払額283百万円、および売上債権の増加153百万円の減少要因がりましたが、税金等調整前中間純利益939百万円の増加要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、141百万円（同79.0%減）となりました。

これは主に、ソフトウェアの取得96百万円、および有形固定資産の取得25百万円の減少要因があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、181百万円（同55.8%増）となりました。

これはストック・オプションの権利行使に伴う株式の発行17百万円の増加要因がりましたが、配当金の支払199百万円の減少要因があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービス名	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前年同期比
	(千円)	(%)
自動調査	1,845,358	29.5
集計	134,119	1.5
分析	234,759	37.1
カスタマイズリサーチ	342,664	6.0
グローバルリサーチ	395,400	76.6
モバイルリサーチ	29,757	7.5
その他	148,384	2.6
合計	3,130,445	25.4

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	418,560
計	418,560

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年3月16日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	127,144	128,430	東京証券取引所 (市場第一部)	
計	127,144	128,430		

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年3月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の内容
(平成13年9月25日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	988	102
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,542	13,542
新株予約権の行使期間	自平成13年9月25日 至平成23年9月24日	自平成13年9月25日 至平成23年9月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 13,542円 資本組入額 13,542円	発行価格 13,542円 資本組入額 13,542円
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 当社が新株引受権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が新株引受権付与後、株式分割等および当該発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 新株引受権の行使の条件または対象者と当社との間の個別の新株引受権付与契約により、個別の対象者の行使期間中における新株引受権の行使が制限されることがあります。

4 (1) 付与対象者は、次の場合には新株引受権を喪失します。

懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合
当社を退職した場合
死亡した場合

(2) 被付与者が死亡した場合には、一切の相続は認めないこととされております。

(3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによります。

5 新株引受権の譲渡または担保権の設定は禁止されております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容

(平成15年9月25日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	454	54
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	454	54
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	自平成17年11月1日 至平成20年10月31日	自平成17年11月1日 至平成20年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円	発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円
新株予約権の行使の条件	(注)4,5	(注)4,5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 当社が新株予約権付与後、当該行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使の条件または対象者と当社との間の個別の新株予約権割当契約により、個別の対象者の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがあります。

5 (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合

当社を退職した場合

死亡した場合

(2) 被付与者が死亡した場合には、一切の相続は認めないこととされております。

(3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6 新株予約権の譲渡または担保権の設定は禁止されております。

(平成16年9月29日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	475	475
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	950	950
新株予約権の行使時の払込金額(円)	346,605	346,605
新株予約権の行使期間	自平成18年10月1日 至平成26年9月28日	自平成18年10月1日 至平成26年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 346,605円 資本組入額 173,303円	発行価格 346,605円 資本組入額 173,303円
新株予約権の行使の条件	(注)4, 5	(注)4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使の条件または対象者と当社との間の個別の新株予約権割当契約により、個別の対象者の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがあります。

5 (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合

当社を退職した場合

死亡した場合

(2) 被付与者が死亡した場合には、一切の相続は認めないこととされております。

(3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6 新株予約権の譲渡または担保権の設定は禁止されております。

7 新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成18年9月27日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	368	368
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	368	368
新株予約権の行使時の払込金額(円)	256,350	256,350
新株予約権の行使期間	自平成20年10月1日 至平成28年9月27日	自平成20年10月1日 至平成28年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 256,350円 資本組入額 128,175円	発行価格 256,350円 資本組入額 128,175円
新株予約権の行使の条件	(注)4, 5	(注)4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

4 (1) 1個の新株予約権の一部の行使でないこととされております。

(2) 権利行使時においても、当社の取締役であることを要します。

5 (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

当社を退職した場合

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

降任、降格以上の制裁を受けた場合

(2) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年7月1日～ 平成18年12月31日(注)1	1,250	127,144	15,056	912,438	3,058	959,359

(注)1 新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。

2 平成19年1月1日から平成19年2月28日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式数が1,286株、資本金が15,998千円、および資本準備金が4,000千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成18年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
杉本 哲哉	神奈川県横浜市中区	19,036	14.97
柴田 聡	東京都目黒区	12,708	9.99
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	12,209	9.60
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区渋谷3-25-18	10,832	8.51
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,422	4.26
福羽 泰紀	東京都大田区	3,548	2.79
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	3,424	2.69
岡本 伊久男	神奈川県横浜市神奈川区	3,028	2.38
中崎 祐史	東京都世田谷区	2,746	2.15
ユナイテッドネーションズフォーザユナ イテッドネーションズジョイントスタッ フペンションファンドアユーエヌオーガ ン (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	東京都中央区日本橋3-11-1	2,035	1.60
計		74,988	58.94

(注) 前事業年度末現在主要株主であったトランス・コスモス株式会社および柴田聡は、当中間期末では主要株主ではなくなりました。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,144	127,144	
端株			
発行済株式総数	127,144		
総株主の議決権		127,144	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1株(議決権1個)含まれております。

【自己株式等】

平成18年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	324,000	285,000	262,000	258,000	260,000	303,000
最低(円)	212,000	227,000	229,000	229,000	223,000	253,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)および当中間連結会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)および当中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年6月30日)			
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)		
(資産の部)									
流動資産									
1	2	現金及び預金		2,079,595		2,952,619		2,485,391	
2		受取手形及び売掛金		1,042,962		1,259,514		1,091,625	
3		繰延税金資産		143,322		172,827		176,207	
4		その他		84,326		81,092		63,774	
		貸倒引当金		1,841		2,454		3,094	
		流動資産合計		3,348,365		4,463,599		3,813,904	
			74.7		77.9			75.3	
固定資産									
1 有形固定資産									
(1)	1	建物及び構築物		40,224		51,054		40,331	
(2)		工具、器具及び備品		53,335		152,265		158,225	
(3)		建設仮勘定		95,941		-		-	
		189,501		203,319		198,557			
2 無形固定資産									
(1)		ソフトウェア		-		436,745		394,449	
(2)		連結調整勘定		490,308		-		-	
(3)		のれん		-		381,351		435,829	
(4)		その他		138,849		18,333		13,697	
		629,158		836,430		843,976			
3 投資その他の資産									
(1)		投資有価証券		189,323		93,121		92,702	
(2)		その他		124,469		225,762		210,542	
		313,792		132,641		117,840		1,253,076	
		固定資産合計		1,132,451		1,265,513		24.7	
		資産合計		4,480,817		5,729,112		100.0	
			100.0		100.0				

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年6月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1	未払金	241,090		350,958		244,864		
2	未払法人税等	350,060		411,554		292,324		
3	モニタポイント引当金	240,832		321,959		268,153		
4	その他	59,401		118,945		86,215		
	流動負債合計	891,385	19.9	1,203,418	21.0	891,558		17.6
	負債合計	891,385	19.9	1,203,418	21.0	891,558		17.6
(少数株主持分)								
	少数株主持分	240,642	5.4	-	-	-		-
(資本の部)								
	資本金	892,102	19.9	-	-	-		-
	資本剰余金	951,022	21.2	-	-	-		-
	利益剰余金	1,505,663	33.6	-	-	-		-
	資本合計	3,348,789	74.7	-	-	-		-
	負債、少数株主持分及び 資本合計	4,480,817	100.0	-	-	-		-
(純資産の部)								
株主資本								
1	資本金	-	-	912,438	15.9	897,381		17.7
2	資本剰余金	-	-	959,359	16.7	956,301		18.9
3	利益剰余金	-	-	2,326,862	40.6	2,022,792		39.9
	株主資本合計	-	-	4,198,661	73.2	3,876,475		76.5
	新株予約権	-	-	3,031	0.1	-		-
	少数株主持分	-	-	324,001	5.7	298,947		5.9
	純資産合計	-	-	4,525,694	79.0	4,175,422		82.4
	負債純資産合計	-	-	5,729,112	100.0	5,066,980		100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			2,497,355	100.0		3,130,445	100.0		5,179,614	100.0
売上原価			1,000,081	40.1		1,310,540	41.9		2,146,073	41.4
売上総利益			1,497,273	59.9		1,819,905	58.1		3,033,540	58.6
販売費及び一般管理費	1		668,852	26.8		883,861	28.2		1,392,454	26.9
営業利益			828,420	33.1		936,044	29.9		1,641,086	31.7
営業外収益										
1 受取利息		3,566			2,312			5,469		
2 投資有価証券売却益		-			1,457			3,673		
3 為替差益		2,162			5,827			182		
4 還付加算金		4,865			-			4,865		
5 その他		3,109	13,705	0.6	342	9,939	0.3	2,676	16,866	0.3
営業外費用										
1 支払利息		413			-			413		
2 売上債権譲渡損		1,763			2,112			3,562		
3 投資有価証券売却損		-			460			-		
4 その他		319	2,495	0.1	428	3,001	0.1	471	4,447	0.1
経常利益			839,629	33.6		942,982	30.1		1,653,505	31.9
特別損失										
1 固定資産除却損	2	311	311	0.0	3,025	3,025	0.1	26,009	26,009	0.5
税金等調整前中間(当期)純利益			839,318	33.6		939,957	30.0		1,627,495	31.4
法人税、住民税及び事業税		341,610			402,513			573,164		
法人税等調整額		8,763	332,846	13.4	6,889	409,402	13.1	27,574	545,590	10.5
少数株主利益			34,737	1.3		25,054	0.8		93,042	1.8
中間(当期)純利益			471,734	18.9		505,500	16.1		988,863	19.1

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			937,787
資本剰余金増加高			
増資による新株の発行		13,235	13,235
資本剰余金中間期末残高			951,022
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			1,181,788
利益剰余金増加高			
中間純利益		471,734	471,734
利益剰余金減少高			
配当金		147,859	147,859
利益剰余金中間期末残高			1,505,663

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計			
前連結会計年度末残高 (千円)	897,381	956,301	2,022,792	3,876,475	-	298,947	4,175,422
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行	15,056	3,058		18,115			18,115
剰余金の配当			201,430	201,430			201,430
中間純利益			505,500	505,500			505,500
株主資本以外の項目の中間連結会計 期間中の変動額(純額)					3,031	25,054	28,085
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	15,056	3,058	304,070	322,185	3,031	25,054	350,271
当中間連結会計期間末残高 (千円)	912,438	959,359	2,326,862	4,198,661	3,031	324,001	4,525,694

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
前連結会計年度末残高 (千円)	875,807	937,787	1,181,788	2,995,382	-	2,995,382
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	21,574	18,514		40,088		40,088
剰余金の配当(注)			147,859	147,859		147,859
当期純利益			988,863	988,863		988,863
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					298,947	298,947
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	21,574	18,514	841,004	881,092	298,947	1,180,040
当連結会計年度末残高 (千円)	897,381	956,301	2,022,792	3,876,475	298,947	4,175,422

(注) 平成17年9月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		839,318	939,957	1,627,495
減価償却費		49,959	79,002	116,081
連結調整勘定償却額		54,478	-	-
のれん償却額		-	54,478	108,957
貸倒引当金の増加額(は減少額)		277	639	974
モニタポイント引当金の増加額		53,794	53,806	81,114
受取利息		3,566	2,312	5,469
支払利息		413	-	413
為替差益		2,246	3,931	137
投資有価証券売却益		1,342	1,457	3,673
固定資産除却損		311	3,025	26,009
売上債権の増加額		156,687	153,385	205,350
たな卸資産の減少額		7,452	3,716	4,299
未払金の増加額		16,826	76,550	42,985
未払消費税等の増加額(は減少額)		46,646	15,612	45,385
未収消費税等の増加額		-	5,086	-
その他		1,041	9,702	30,893
小計		812,828	1,069,040	1,779,209
利息の受取額		1,505	391	5,353
利息の支払額		413	-	413
法人税等の支払額		440,849	283,658	736,999
営業活動によるキャッシュ・フロー		373,071	785,773	1,047,150
投資活動によるキャッシュ・フロー				
新規連結子会社株式の取得による支出		495,380	-	495,380
投資有価証券の取得による支出		1,280	4,000	6,886
投資有価証券の償還・売却による収入		2,622	4,997	107,513
有形固定資産の取得による支出		102,283	25,542	140,584
有形固定資産の売却による収入		-	72	-
ソフトウェアの取得による支出		65,683	96,999	392,892
敷金保証金差入による支出		-	25,548	8,884
敷金保証金返還による収入		-	7,236	1,440
その他無形固定資産取得による支出		9,564	1,514	12,085
投資活動によるキャッシュ・フロー		671,570	141,297	947,761
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入による収入		200,000	-	200,000
短期借入金返済による支出		200,000	-	200,000
配当金の支払額		145,858	199,138	146,398
株式の発行による収入		29,530	17,958	40,088
財務活動によるキャッシュ・フロー		116,327	181,179	106,310
現金及び現金同等物に係る換算差額		2,246	3,931	137
現金及び現金同等物の増加額(は減少額)		412,579	467,227	6,783
現金及び現金同等物の期首残高		2,492,175	2,485,391	2,492,175
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		2,079,595	2,952,619	2,485,391

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 1社 主要な連結子会社の名称 ㈱イー・アイ・ピー ㈱イー・アイ・ピーは、当中間連結会計期間において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 埃尔貝市場諮詢(上海)有限公司 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社である埃尔貝市場諮詢(上海)有限公司は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 1社 主要な連結子会社の名称 ㈱イー・アイ・ピー</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 埃尔貝市場諮詢(上海)有限公司 連結の範囲から除いた理由 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の数 1社 主要な連結子会社の名称 ㈱イー・アイ・ピー ㈱イー・アイ・ピーは、当中間連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 埃尔貝市場諮詢(上海)有限公司 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社である埃尔貝市場諮詢(上海)有限公司は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用しない非連結子会社(埃尔貝市場諮詢(上海)有限公司)は、中間純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>	同左	<p>持分法を適用しない非連結子会社(埃尔貝市場諮詢(上海)有限公司)は、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社である㈱イー・アイ・ピーは、中間決算日が9月30日であるため、12月31日現在の仮決算日による財務諸表を使用しております。</p>	同左	<p>連結子会社である㈱イー・アイ・ピーは、期末決算日が3月31日であるため、6月30日現在の仮決算日による財務諸表を使用しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 a 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 b その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 c 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 たな卸資産 a 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。 b 貯蔵品 先入先出法による原価法を採用しております。</p>	<p>有価証券 a 満期保有目的の債券 同左 b その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。 時価のないもの 同左 c 子会社株式 同左 たな卸資産 a 仕掛品 同左 b 貯蔵品 同左</p>	<p>有価証券 a 満期保有目的の債券 同左 b その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。 時価のないもの 同左 c 子会社株式 同左 たな卸資産 a 仕掛品 同左 b 貯蔵品 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 8年～15年 工具、器具及び備品 2年～8年</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアのうち、自動インターネットリサーチシステムにかかわるものは、経済的実態から判断した利用可能期間(3年)に基づき、その他のものについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 6年～15年 工具、器具及び備品 2年～10年</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は5年であります。</p>	<p>有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 8年～15年 工具、器具及び備品 2年～8年</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアのうち、従来の自動インターネットリサーチシステムについては経済的実態から判断した利用可能期間(3年)に基づき、新自動インターネットリサーチシステムおよびその他のものについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (追加情報) 従来、自動インターネットリサーチシステムの耐用年数については、その経済的実態から判断し利用可能期間を3年としておりましたが、当連結会計年度に完成した新自動インターネットリサーチシステムの耐用年数については、その利用可能期間を5年としております。 この耐用年数の変更は、従来の自動インターネットリサーチシステムの開発・利用に伴うノウハウの蓄積およびネットリサーチ業界における当社の安定的な成長に伴い、新たなインターネットリサーチシステムの開発に際しては、これらの状況を踏まえ、フレームワークを活用し機能間の相互依存を極力排除したシステム構築を行った結果、拡張性が非常に高く、長期安定的な運用および収益獲得への貢献が見込まれるシステムが完成したことから、その経済的実態から判断し実施したものであります。 この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、減価償却費は13百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。</p>
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	モニタポイント引当金 財務諸表提出会社のモニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当中間連結会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。	モニタポイント引当金 同左	モニタポイント引当金 財務諸表提出会社のモニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
(6) 重要なリース取引の処理方法	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(7) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺のうち未払消費税として表示しております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)
	(中間連結貸借対照表) 前中間連結会計期間において無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記いたしました。 なお、前中間連結会計期間における「ソフトウェア」の金額は52,243千円であります。 (中間連結損益計算書) 前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、営業外収益の合計額の100分の10超となったため、当中間連結会計期間より区分掲記いたしました。 なお、前中間連結会計期間における「投資有価証券売却益」の金額は1,342千円であります。

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当中間連結会計期間から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,876,475千円であります。</p> <p>また、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)	前連結会計年度末 (平成17年6月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 84,447千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 134,100千円 2 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計 処理については、手形交換日をもって決 済処理をしております。なお、当中間連 結会計期間の末日は金融機関の休日であ ったため、次の中間連結会計期間末日満 期手形が中間連結会計期間末残高に含ま れております。 受取手形 4,697千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 109,762千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目および金額は次のとおりであります。 役員報酬 92,199千円 従業員給与と賞与 223,435千円 広告宣伝費 73,673千円 2 固定資産除却損は、工具、器具及び備 品311千円であります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目および金額は次のとおりであります。 役員報酬 92,362千円 従業員給与と賞与 335,852千円 広告宣伝費 85,664千円 2 固定資産除却損は、建物2,005千円お よび工具、器具及び備品1,019千円であ ります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目および金額は次のとおりであります。 役員報酬 177,222千円 従業員賞与と給与 421,069千円 広告宣伝費 169,482千円 2 固定資産除却損は、ソフトウェア 25,047千円、工具、器具及び備品630千 円および建物331千円であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年7月1日至平成18年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	125,894	1,250	-	127,144
合計	125,894	1,250	-	127,144

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,250株は、新株予約権の行使による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計 期間末残高 (千円)
			前連結 会計年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	-	-	-	-	3,031

(注) 平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年9月27日 定時株主総会	普通株式	201,430千円	1,600円	平成18年6月30日	平成18年9月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年2月9日 取締役会	普通株式	152,572千円	利益剰余金	1,200円	平成18年12月31日	平成19年3月26日

前連結会計年度(自平成17年7月1日至平成18年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	123,216	2,678	-	125,894
合計	123,216	2,678	-	125,894

(注) 普通株式の発行済株式数の増加2,678株は、新株予約権の行使による新株の発行によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成17年9月28日 定時株主総会	普通株式	147,859千円	1,200円	平成17年6月30日	平成17年9月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年9月27日 定時株主総会	普通株式	201,430千円	利益剰余金	1,600円	平成18年6月30日	平成18年9月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年12月31日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年6月30日現在)
現金及び預金勘定 2,079,595千円 現金及び現金同等物 2,079,595千円	現金及び預金勘定 2,952,619千円 現金及び現金同等物 2,952,619千円	現金及び預金勘定 2,485,391千円 現金及び現金同等物 2,485,391千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間(自平成17年7月1日至平成17年12月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額なため、中間連結財務諸表規則第15条において準ずる財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自平成18年7月1日至平成18年12月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額なため、中間連結財務諸表規則第15条において準ずる財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

前連結会計年度(自平成17年7月1日至平成18年6月30日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額なため、連結財務諸表規則第15条の3において準ずる財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成17年12月31日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間連結貸借対照表計上額
(1) 満期保有目的の債券	
非上場外国債券	177,136千円
計	177,136千円
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	12,186千円
計	12,186千円

当中間連結会計期間末(平成18年12月31日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間連結貸借対照表計上額
(1) 満期保有目的の債券	
非上場外国債券	77,887千円
計	77,887千円
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	15,233千円
計	15,233千円

前連結会計年度末(平成18年6月30日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	連結貸借対照表計上額
(1) 満期保有目的の債券	
非上場外国債券	77,469千円
計	77,469千円
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	15,233千円
計	15,233千円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自平成17年7月1日至平成17年12月31日)、当中間連結会計期間(自平成18年7月1日至平成18年12月31日)、および前連結会計年度(自平成17年7月1日至平成18年6月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 3,031千円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 368株
付与日	平成18年11月17日
権利確定条件	新株予約権行使時において、当社取締役としての地位を有していること(ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、関連会社へ転籍した場合で、当社取締役会が特に認めて書面により通知した場合を除く)。また、新株予約権行使時において、禁錮刑以上の刑に処せられたり、当社規則により降任・降格以上の制裁を受けるなど、当社との信頼関係を著しく損なっていないこと。
対象勤務期間	平成18年11月17日から平成20年9月30日まで
権利行使期間	平成20年10月1日から平成28年9月27日まで
権利行使価格(円)	256,350
付与日における公正な評価単価(円)	98,853

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

a. 提出会社

付与対象者の区分別人数	従業員 3名	従業員 14名	従業員 1名 監査役 1名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 2,880株	普通株式 2,556株	普通株式 1,920株
決議年月日	平成13年9月25日	平成14年6月26日	平成14年9月25日
付与日	平成13年9月25日	平成14年6月28日	平成14年10月1日
権利行使条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間			
権利行使期間	平成13年9月25日 平成23年9月24日	平成16年6月28日 平成19年6月27日	平成16年10月1日 平成19年9月30日

付与対象者の区分別人数	従業員 30名	従業員 49名 監査役 1名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 1,248株	普通株式 1,196株
決議年月日	平成15年9月25日	平成16年9月29日
付与日	平成15年10月27日	平成16年12月22日
権利行使条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間		
権利行使期間	平成17年11月1日 平成20年10月31日	平成18年10月1日 平成26年9月28日

b. 子会社

付与対象者の区分別人数	従業員 10名 取締役 3名	従業員 29名 取締役 2名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 150株	普通株式 149株
決議年月日	平成12年3月10日	平成18年3月10日
付与日	平成12年3月10日	平成18年4月28日
権利行使条件	(注) 2、3	(注) 2、3
対象勤務期間		
権利行使期間	取締役 平成14年4月1日 平成17年3月31日 従業員 平成14年4月1日 平成19年3月31日	平成20年4月1日 平成28年3月9日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成15年8月22日付で普通株式を1株から2株に、平成16年5月20日付で普通株式を1株から3株に分割に、また平成17年2月18日付で普通株式を1株から2株に分割しており、それぞれのストック・オプションの数は、上記分割を考慮した数になっております。

2. 権利行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、当該新株予約権を相続しないものとする。

新株予約権の第三者への譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 権利行使の時期については、株式公開後に限る。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

a. 提出会社

(単位：株)

決議年月日	平成13年 9月25日	平成14年 6月26日	平成14年 9月25日
権利確定前			
前連結会計年度末残	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
当連結会計年度末残	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末残	2,100	1,080	960
権利確定	-	-	-
権利行使	226	900	960
失効	-	-	-
当連結会計年度末残	1,874	180	-

決議年月日	平成15年 9月25日	平成16年 9月29日
権利確定前		
前連結会計年度末残	1,230	1,178
付与	-	-
失効	-	156
権利確定	1,230	-
当連結会計年度末残	-	1,022
権利確定後		
前連結会計年度末残	-	-
権利確定	1,230	-
権利行使	592	-
失効	-	-
当連結会計年度末残	638	-

b. 子会社

(単位：株)

決議年月日	平成12年 3月10日	平成18年 3月10日
権利確定前		
前連結会計年度末残	27	-
付与	-	149
失効	24	-
権利確定	-	-
当連結会計年度末残	3	149
権利確定後		
前連結会計年度末残	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
当連結会計年度末残	-	-

単価情報

a. 提出会社

(単位:株)

決議年月日	平成13年9月25日	平成14年6月26日	平成14年9月25日
権利行使価格	13,542	13,542	13,542
権利行使時の平均株価	484,000	484,000	422,438
公正な評価単価(付与日)	-	-	-

決議年月日	平成15年9月25日	平成16年9月29日
権利行使価格	20,000	346,605
権利行使時の平均株価	459,260	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

b. 子会社

(単位:株)

決議年月日	平成12年3月10日	平成18年3月10日
権利行使価格	500,000	550,000
権利行使時の平均株価	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)、当中間連結会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)、および前連結会計年度(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
ネットリサーチ事業の売上高および営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計および営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)、当中間連結会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)、および前連結会計年度(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)、当中間連結会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)、および前連結会計年度(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり純資産額 26,757円56銭 1株当たり中間純利益 3,809円67銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 3,662円69銭	1株当たり純資産額 33,022円88銭 1株当たり中間純利益 3,993円97銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 3,934円84銭	1株当たり純資産額 30,791円58銭 1株当たり当期純利益 7,935円32銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 7,684円53銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	471,734	505,500	988,863
普通株主に帰属しない金額 (千円)			
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	471,734	505,500	988,863
期中平均株式数(株)	123,826	126,566	124,615
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)			
普通株式増加数(株)	4,969	1,902	4,067
(うち新株予約権)	(4,969)	(1,902)	(4,067)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要		平成16年9月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 950株	平成16年9月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 1,022株

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
		<p>平成18年9月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第240条および第361条の規定に基づき、新任取締役1名に対し、非金銭報酬等として年額25百万円の範囲内で、ストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議いたしました。</p> <p>1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由</p> <p>当社の取締役に対し、当社の業績向上に対する意欲および意識を一層高め、企業価値の増大を意識した経営を推進することを目的とし、下記「2. 新株予約権発行の要領」に記載のとおり、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2. 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社取締役1名(新任)に割当てるとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 500株を上限とする。 なお、新株予約権発行後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が資本減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割または資本減少等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 500個を上限とする(新株予約権1個当たり普通株式1株)。 ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個につき発行する株式の数についても同様の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
		<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の最終価格(取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、当該最終価格を行使価額とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$ <p>また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が資本減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割または資本減少等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。</p> <p>(6) 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成20年10月1日から平成28年9月27日までとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。</p> <p>その他の権利行使上の条件ならびに新株予約権の相続およびその他権利行使上の制限に関する条件等の細目については、当社第7期定時株主総会決議および新株予約権発行に関する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
		<p>(8) 新株予約権の取得事項 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換について株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 新株予約権の割当を受けた者が、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。</p> <p>(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(11) 端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(12) 当社取締役への割当てに係る報酬等の算定方法 当社取締役への新株予約権の割当てに係る報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとする。</p> <p>(13) 募集事項決定の委任等 上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項および細目については、別途開催される新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年6月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
1 現金及び預金		1,655,535		2,436,554		2,009,929		
2 受取手形	3	47,810		45,052		51,365		
3 売掛金		896,856		1,038,605		898,073		
4 たな卸資産		703		605		533		
5 前払費用		66,092		61,762		39,490		
6 繰延税金資産		127,046		171,601		140,642		
7 その他		5,906		2,217		280		
貸倒引当金		1,841		2,454		3,094		
流動資産合計		2,798,109	66.5	3,753,944	70.7	3,137,222	66.6	
固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物		37,843		41,823		38,211		
(2) 工具器具備品		43,516		137,748		150,599		
(3) 建設仮勘定		95,941						
有形固定資産合計	1	177,302		179,571		188,810		
2 無形固定資産								
(1) 意匠権		295		245		270		
(2) ソフトウェア		50,236		376,662		392,249		
(3) ソフトウェア仮勘定		79,282		10,705		5,059		
無形固定資産合計		129,814		387,613		397,579		
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		177,136		77,887		77,469		
(2) 関係会社株式		811,250		811,250		811,250		
(3) 敷金保証金		89,178		96,502		91,822		
(4) 繰延税金資産		28,053		3,062		3,520		
投資その他の資産合計		1,105,619		988,702		984,062		
固定資産合計		1,412,735	33.5	1,555,887	29.3	1,570,452	33.4	
資産合計		4,210,845	100.0	5,309,831	100.0	4,707,674	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年6月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1		191,661		267,082		204,807		
2		14,938		23,463		7,554		
3		349,106		407,591		292,252		
4		31,660		48,534		32,921		
5		14,089		18,342		27,911		
6		10,240		10,558		9,047		
7		240,832		321,959		268,153		
		852,530	20.2	1,097,532	20.7	842,647	17.9	
		852,530	20.2	1,097,532	20.7	842,647	17.9	
(資本の部)								
資本金								
資本剰余金								
1		951,022						
		951,022	22.6					
利益剰余金								
1		1,515,189						
		1,515,189	36.0					
		3,358,314	79.8					
		4,210,845	100.0					
(純資産の部)								
株主資本								
1				912,438	17.2	897,381	19.1	
2								
(1)				959,359		956,301		
				959,359	18.1	956,301	20.3	
3								
(1)				2,337,469		2,011,343		
				2,337,469	44.0	2,011,343	42.7	
				4,209,268	79.3	3,865,026	82.1	
新株予約権								
				3,031	0.0			
純資産合計								
				4,212,299	79.3	3,865,026	82.1	
負債純資産合計								
				5,309,831	100.0	4,707,674	100.0	

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			2,177,087	100.0		2,675,335	100.0		4,521,433	100.0
売上原価	1		849,067	39.0		1,113,418	41.6		1,864,779	41.2
売上総利益			1,328,020	61.0		1,561,916	58.4		2,656,653	58.8
販売費及び一般管理費	1		522,204	24.0		666,808	24.9		1,089,814	24.1
営業利益			805,815	37.0		895,107	33.5		1,566,839	34.7
営業外収益	2		10,407	0.4		3,913	0.1		15,215	0.3
営業外費用	3		2,262	0.1		2,729	0.1		4,213	0.1
経常利益			813,961	37.3		896,291	33.5		1,577,841	34.9
特別損失	4					612	0.0		25,378	0.6
税引前中間(当期)純利益			813,961	37.3		895,678	33.5		1,552,462	34.3
法人税、住民税及び事業税		341,465			398,622			572,874		
法人税等調整額		8,763	332,701	15.2	30,500	368,122	13.8	2,173	575,048	12.7
中間(当期)純利益			481,260	22.1		527,556	19.7		977,414	21.6
前期繰越利益			1,033,929							
中間(当期)未処分利益			1,515,189							

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
前期末残高（千円）	897,381	956,301	2,011,343	3,865,026	-	3,865,026
当中間会計期間中の 変動額						
新株の発行	15,056	3,058		18,115		18,115
剰余金の配当			201,430	201,430		201,430
中間純利益			527,556	527,556		527,556
株主資本以外の項目の当中間 会計期間中の変動額（純額）					3,031	3,031
当中間会計期間中の 変動額合計（千円）	15,056	3,058	326,125	344,241	3,031	347,273
当中間期末残高（千円）	912,438	959,359	2,337,469	4,209,268	3,031	4,212,299

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
前期末残高（千円）	875,807	937,787	1,181,788	2,995,382	
当期変動額					
新株の発行	21,574	18,514		40,088	
剰余金の配当（注）			147,859	147,859	
当期純利益			977,414	977,414	
当期変動額合計（千円）	21,574	18,514	829,555	869,644	
当期末残高（千円）	897,381	956,301	2,011,343	3,865,026	

（注） 平成17年9月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p> <p>貯蔵品 先入先出法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>子会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>子会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8年～15年 工具器具備品 2年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアのうち、自動インターネットリサーチシステムにかかわるものは、経済的実態から判断した利用可能期間（3年）に基づき、その他のものについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 6年～15年 工具器具備品 2年～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は5年であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8年～15年 工具器具備品 2年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアのうち、従来の自動インターネットリサーチシステムについては経済的実態から判断した利用可能期間（3年）に基づき、新自動インターネットリサーチシステムおよびその他のものについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>（追加情報） 従来、自動インターネットリサーチシステムの耐用年数については、その経済的実態から判断し利用可能期間を3年としておりましたが、当期に完成した新自動インターネットリサーチシステムの耐用年数については、その利用可能期間を5年としております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
			<p>この耐用年数の変更は、従来の自動インターネットリサーチシステムの開発・利用に伴うノウハウの蓄積およびネットリサーチ業界における当社の安定的な成長に伴い、新たなインターネットリサーチシステムの開発に際しては、これらの状況を踏まえ、フレームワークを活用し機能間の相互依存を極力排除したシステム構築を行った結果、拡張性が非常に高く、長期安定的な運用および収益獲得への貢献が見込まれるシステムが完成したことから、その経済的実態から判断し実施したものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、減価償却費は13百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。</p>
3 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) モニタポイント引当金 モニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当中間会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) モニタポイント引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) モニタポイント引当金 モニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺のうえ未払消費税等として表示しております。	消費税等の処理方法 同左	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当中間会計期間から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,865,026千円であります。 また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間会計期間末 (平成18年12月31日)	前事業年度末 (平成18年6月30日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 72,379千円</p> <p>2 当中間期における発行済株式数の増加 平成17年7月から平成17年12月に、新株引受権、新株予約権の権利行使がありました。これにより、発行済株式は1,937株増加し、中間期末における発行済株式数は125,153株となっております。</p> <p>3</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 123,602千円</p> <p>2 当中間期における発行済株式数の増加 平成18年7月から平成18年12月に、新株引受権、新株予約権の権利行使がありました。これにより、発行済株式は1,250株増加し、中間期末における発行済株式数は127,144株となっております。</p> <p>3 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。 受取手形 4,697千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 96,997千円</p> <p>2 当期における発行済株式数の増加 平成17年7月から平成18年6月に、新株引受権、新株予約権の権利行使がありました。これにより、発行済株式は2,678株増加し、当期末における発行済株式数は125,894株となっております。</p> <p>3</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 減価償却実施額 有形固定資産 12,736千円 無形固定資産 33,531千円	1 減価償却実施額 有形固定資産 28,419千円 無形固定資産 45,395千円	1 減価償却実施額 有形固定資産 37,488千円 無形固定資産 71,779千円
2 営業外収益のうち主なもの 有価証券利息 3,561千円 投資有価証券売却益 1,342千円 還付加算金 4,865千円	2 営業外収益のうち主なもの 有価証券利息 2,079千円 投資有価証券売却益 1,457千円	2 営業外収益のうち主なもの 有価証券利息 5,428千円 投資有価証券売却益 3,673千円 還付加算金 4,865千円
3 営業外費用のうち主なもの 売上債権譲渡損 1,763千円 支払利息 413千円 新株発行費 85千円	3 営業外費用の内訳 売上債権譲渡損 2,112千円 株式交付費 157千円 投資有価証券売却損 460千円	3 営業外費用のうち主なもの 売上債権譲渡損 3,562千円 支払利息 413千円 新株発行費 237千円
4	4 特別損失の内訳 固定資産除却損 612千円	4 特別損失のうち主なもの 固定資産除却損 25,378千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

前事業年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)、当中間会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)、および前事業年度末(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				
1株当たり純資産額 26,833円67銭 1株当たり中間純利益 3,886円60銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 3,736円64銭 平成17年2月18日付で1株を2株に株式分割しております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。	1株当たり純資産額 33,106円31銭 1株当たり中間純利益 4,168円24銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 4,106円53銭	1株当たり純資産額 30,700円64銭 1株当たり当期純利益 7,843円44銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 7,595円56銭				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 20,974円10銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 2,761円27銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 2,570円40銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	1株当たり純資産額 20,974円10銭	1株当たり中間純利益 2,761円27銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 2,570円40銭		
前中間会計期間						
1株当たり純資産額 20,974円10銭						
1株当たり中間純利益 2,761円27銭						
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 2,570円40銭						

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	481,260	527,556	977,414
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	481,260	527,556	977,414
期中平均株式数(株)	123,826	126,566	124,615
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)			
普通株式増加数(株)	4,969	1,902	4,067
(うち新株予約権)	(4,969)	(1,902)	(4,067)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		平成16年9月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 950株	平成16年9月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 1,022株

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)
		<p>平成18年 9月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第240条および第361条の規定に基づき、新任取締役 1名に対し、非金銭報酬等として年額25百万円の範囲内で、ストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議いたしました。</p> <p>1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由</p> <p>当社の取締役に対し、当社の業績向上に対する意欲および意識を一層高め、企業価値の増大を意識した経営を推進することを目的とし、下記「2. 新株予約権発行の要領」に記載のとおり、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2. 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社取締役 1名 (新任) に割当てるとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 500株を上限とする。 なお、新株予約権発行後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が資本減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割または資本減少等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 500個を上限とする (新株予約権 1個当たり普通株式 1株)。 ただし、上記 (2) に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1個につき発行する株式の数についても同様の調整を行うものとし、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
		<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の最終価格(取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、当該最終価格を行使価額とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が資本減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割または資本減少等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。</p> <p>(6) 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成20年10月1日から平成28年9月27日までとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。</p> <p>その他の権利行使上の条件ならびに新株予約権の相続およびその他権利行使上の制限に関する条件等の細目については、当社第7期定時株主総会決議および新株予約権発行に関する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
		<p>(8) 新株予約権の取得事項 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換について株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 新株予約権の割当を受けた者が、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。</p> <p>(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(11) 端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(12) 当社取締役への割当てに係る報酬等の算定方法 当社取締役への新株予約権の割当に係る報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとする。</p> <p>(13) 募集事項決定の委任等 上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項および細目については、別途開催される新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>

(2) 【その他】

平成19年2月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・152,572千円

(ロ) 一株当たりの金額・・・・・・・・・・1,200円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日および支払開始日・・・・平成19年3月26日

(注) 平成18年12月31日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成18年9月11日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき提出するものであります。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）平成18年9月28日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成18年10月20日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき提出するものであります。

(4) 臨時報告書

平成18年11月2日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行）の規定に基づき提出するものであります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成18年11月17日関東財務局長に提出。

平成18年11月2日提出の臨時報告書（ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月15日

株式会社マクロミル

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村	上	眞	治
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	英	樹
----------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月16日

株式会社マクロミル

取締役会 御中

監査法人トーマツ

<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	村	上	眞	治
------------------------	-------	---	---	---	---

<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	野	英	樹
------------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月15日

株式会社マクロミル

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村上眞治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小野英樹

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミルの平成17年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月16日

株式会社マクロミル

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞 治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英 樹

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミルの平成18年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。